

公安委員会 説明資料 No. 1	初任科第 93 期（短期課程）卒業式の挙 行について	令和 5 年 9 月 7 日 警 務 部
---------------------	-------------------------------	-------------------------

報告事項

初任科第 93 期生（短期課程）30 人は、県警察学校における 6 か月間の初任教養を修了し、9 月 26 日、卒業する。卒業後は、警察署に配属され、採用時教養の一環として、職場実習を行う。

1 日時・場所

令和 5 年 9 月 26 日（火）午後 1 時 30 分～
県警察学校体育館

2 卒業生

- (1) 初任科第 93 期生（短期課程）30 人（うち女性 4 人）
- (2) 教養期間
令和 5 年 4 月 1 日～同年 9 月 26 日（入校日数 179 日）
- (3) 年齢（卒業時）
最年長 26 歳 3 か月 最年少 22 歳 6 か月 平均 23 歳 4 か月

3 出席者

- (1) 来賓
知事、県議会議長、高松地方検察庁検事正
- (2) 警察関係
公安委員会委員長、警察本部長、警察本部各部長、首席監察官、地域監等
- (3) その他
卒業生家族

4 式次第

裏面のとおり

5 その他

卒業生は、県下各警察署に配属され、職場実習を行う。

卒業式式次第

- 1 開 式
- 2 国歌斉唱
- 3 卒業証書授与
- 4 本部長賞誉授与
- 5 優等証書及び表彰状授与
- 6 学校長式辞
- 7 辞令交付
- 8 本部長訓示
- 9 公安委員会委員長挨拶
- 10 来賓祝辞
 - 香川県知事
 - 香川県議会議長
 - 高松地方検察庁検事正
- 11 卒業生代表答辞
- 12 香川県警察歌斉唱
- 13 閉 式

報告事項

指定自動車教習所2校から、同所が行う高齢運転者の免許更新時に必要な高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査についての認定の申請がなされ、審査の結果、いずれの要件にも適合していることから、それぞれ認定した。

1 根拠規定

- (1) 運転免許取得者等教育の認定
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2
- (2) 運転免許取得者等検査の認定
道路交通法第108条の32の3

2 認定教習所（2校）

白鳥自動車学校、観音寺自動車学校

3 審査状況

運転免許取得者等教育の認定に関する規則等に基づいて審査した結果、全ての申請教習所が認定基準を満たしていることを確認した。

区 分	運転免許取得者等教育		運転免許取得者等検査	
	高齢者講習 (同等課程)		運転技能検査 (同等方法)	認知機能検査 (同等方法)
認定対象	運転免許取得者等教育指導員が置かれている。		運転免許取得者等検査員が置かれている。	
人的要件	不適格要件がないこと。			
物的要件	基準を満たしたコース及び必要な建物その他の設備を有していること。		/	
課程（方法） の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者70歳以上 ・教育計画書の作成 ・一定の時間以上 		<ul style="list-style-type: none"> ・対象者75歳以上 ・検査計画書の作成 ・一定の方法及び数値による採点 	
	公安委員会が指定する者（業務を適正かつ確実に行うことができる者）の運営の下に、行われるものであること。			

4 認定年月日

令和5年9月1日